

補正予算や概算要求にも「認定」をひも付け

経営強化法の認定で受けられそうな見通しの優遇策

2016年度 第2次補正予算 (8月2日閣議決定)	革新的ものづくり・商業・サービス開発支援事業 (補助率2/3、上限1000万円・500万円)
	サービス等生産性向上IT導入支援事業(補助率3分の2)
2017年度 概算要求および 税制改正要望 (経済産業省が 8月31日に提出)	補助金の優先採択の促進や融資制度の創設
	固定資産税の減免対象に器具備品と建物付属設備を追加
	生産ラインの改善に役立つ機械装置・器具備品などについて 10%の税額控除 注:中小企業等経営強化法自体については、事業分野別指針を現 行の11分野から拡大する



中小企業庁事業環境部の川村尚永企画課長。「経営力向上計画を政策支援の柱にしていこう」と話す

どを記入する欄だ。

「申請書はわずか2枚で書きやすかった。申請のハードルは高くはない」と、認定を受けた中込工業所(東京・江戸川)の中込良之取締役は話す。同社は鉄骨工事や耐震補強を行う建設会社。施工前の現場実測調査の結果を3次元スキャナーでデータ化し、全自動溶接ロボットに入力することで、稼働率上昇や人件費削減を通じた生産性向上を目指す。

「『革新的ものづくり補助金』の採択の際、加点されると聞いて認定を受けた。1点、2点を争う中で、多少でも有利になると考えている(中込取締役)。

補助金採択にプラス

中小企業庁では支援の目玉は固定資産税の減免だとしているが、実際には中込工業所のように補助金を受けやすくなるメリットに引かれ、認定を受ける会社が少なくない。

東京・港でペット向けの健

康ビジネスを展開するペットボードヘルスケアもその一つ。同社は、昨年3月創業のベンチャー企業。スマートフォンを通じてペットの食事管理ができる装置やアプリの開発費用の一部とするため、ものづくり・商業・サービスの補助金を受けようとしていた。

「事業計画を簡単にまとめるのは、創業時の資金調達のためにやっていたから、申請にあまり労力はかからなかった。一方、製造は委託する予定だから、固定資産税の減免には魅力を感じなかった」と、堀宏治社長は話す。

中小企業庁は、認定を受ければ補助金採択時にどのくらいの加点になるかを明らかにしてはいない。しかし、「補助金は応募が多く競争が激しい中で、未認定の会社は厳しい。採択にそれなりの影響はある(川村課長)」と話している。

メリットの拡大図る

堀社長も指摘しているよう

に、サービス業など高額な設備を必要としない企業にとつて、固定資産税の減免が中心の経営強化法のメリットはあまり大きくない。中小企業庁もそれを踏まえ、「非製造業への支援をいかに手厚くしていくか(川村課長)」が課題だとしている。

そのため、2016年度の第2次補正予算で経済産業省は、ITシステム導入費用の補助金の受給条件を、経営強化法の認定の方針に沿ったものとした。17年度の税制改正でも、器具備品や建物付属設備も減免対象となる固定資産に追加するよう求めるなど、非製造業への経営強化法のメリット拡大を要望している。

経営強化法は、国の今後の中小企業に対する政策支援の方向性を示しているといえるだろう。申請にそれほどの時間や労力は要しないので、本業に磨きをかけた企業は認定を積極的に考えたい。